

議案第20号

調布市郷土博物館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市郷土博物館条例第3条ただし書きの規定により、調布市郷土博物館の臨時休館を提案するものであります。

調布市郷土博物館の臨時休館について

調布市郷土博物館条例(昭和49年調布市条例第21号)第3条ただし書の規定により、調布市郷土博物館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市郷土博物館

2 臨時休館日

令和6年5月1日(水)から7月19日(金)まで。ただし、調布市郷土博物館条例第3条に定める休館日を除く。

3 理由

調布市郷土博物館の開館50周年事業に向け、老朽化した館内設備の改修工事等及び収蔵資料保全のための燻蒸消毒を実施するため。